

事 務 連 絡

令和5年5月11日

都内介護サービス事業所 管理者 様

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症の類型変更に伴う東京都の対応について

平素より、都の保健衛生施策に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

この度、令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の類型が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下、「感染症法」という。）に規定される、5類感染症に変更されることに伴い、都において実施する対応を下記のとおり変更いたしますので、内容について御確認いただくとともに、区市町村の担当部署や高齢者施設等の関係機関に御周知いただきますよう、お願い申し上げます。

記

次頁以降のとおりとする、なお、目次は以下のとおりである。

目次

I 新型コロナウイルス感染症患者の把握について

- 1 患者発生報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

II 新型コロナウイルス感染症患者の積極的疫学調査・行動制限について

- 1 積極的疫学調査及びそれに伴う検査について・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 行動制限について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 就業制限について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 即応支援チームの派遣について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

III 各種都民向け相談窓口・自宅療養支援の取組について

- 1 新型コロナ・オミクロン株コールセンター・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 東京都発熱相談センター、東京都発熱相談センター医療機関案内専用ダイヤル・・ 6
- 3 東京都陽性者登録センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 臨時オンライン発熱等診療センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 5 自宅療養者フォローアップセンター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 6 うちさぼ東京（自宅療養サポートセンター）・・・・・・・・・・・・ 8
- 7 医療機関による健康観察支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 8 自宅療養者への医療支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 9 自宅療養者等への往診による中和抗体薬療法促進事業・・・・・・・・ 9
- 10 東京都新型コロナ相談センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 11 高齢者施設に対する医療体制強化事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

IV 東京都新型コロナウイルス感染者情報システム(以下「MIST」という。)について

- 1 MIST について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

V 医療提供体制について

- 1 「外来対応医療機関」の指定・公表について・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 入院調整について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 維持透析搬送について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 4 自宅搬送について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

5	連絡先一覧について	16
VI 都が設置する施設の運営について(宿泊療養施設・高齢者等医療支援型施設等)		
1	宿泊療養施設について	16
2	高齢者等医療支援型施設及び酸素・医療提供ステーションについて	17
VII 患者移送について		
1	都入院調整本部における対応について	19
VIII 物資について		
1	パルスオキシメーター・食料品の配布について	19
IX 検査について		
1	施設の職員に対する集中的検査について	19
2	抗原定性検査キットの配布の終了について	19
3	PCR 等検査無料化事業の終了について	20
X 公費負担について		
1	外来医療費の自己負担軽減	20
2	入院医療費の自己負担軽減	20
3	措置期間	23
担当者及び連絡先		24

I 新型コロナウイルス感染症患者の把握について

1 患者発生報告について

(1) 全数把握の終了について

5類移行に伴い、新型コロナウイルス感染症の全数把握は終了します。

(2) 定点把握の開始について

令和5年5月8日(月曜日)以降、新型コロナウイルス感染症は定点把握疾患として、引き続き患者サーベイランスを実施します。

(3) 施設における集団発生の報告について

令和5年4月28日付国通知「「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の一部改正について」に基づき、以下の報告基準に該当する場合は、施設所在地を管轄する保健所まで、御報告をお願いいたします。

なお、詳細については、別途通知予定です。

ア 報告基準

(ア) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

(イ) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

(ウ) (ア) 及び (イ) に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

イ 変更基準日

令和5年5月8日(月曜日)

II 新型コロナウイルス感染症患者の積極的疫学調査・行動制限について

1 積極的疫学調査及びそれに伴う検査について

類型変更に伴い、濃厚接触者の特定を目的とした積極的疫学調査の全例実施は終了し、今後は、施設における感染拡大防止を目的とした調査を必要に応じ保健所が実施していくこととなります。

なお、重症化リスクが高い者が多く入所する高齢者施設における陽性者が発生した場合の周囲の者への検査については、保健所が公衆衛生上必要と認めた場合は行政検査となり、費用は都が負担します。

2 行動制限について

(1) 患者について

新型コロナウイルス感染症患者は、感染症法に基づく行動制限、外出自粛は求めることはできなくなり、以下の考え方にに基づき個人が判断することになります。

- ・ 発症後5日間が経過し、かつ解熱および症状軽快から24時間経過するまでは外出

を控える。

- ・ 発症後 10 日間が経過するまでは、マスクの着用等、周りの方へうつさないよう配慮する。

(2) 濃厚接触者について

令和 5 年 5 月 8 日（月曜日）以降は、新型コロナ患者の濃厚接触者として法律に基づく外出自粛は求められません。同室者や同居のご家族が新型コロナにかかった場合には、以下の対応が推奨されています。

- ・ 部屋を分け、お世話する家族をできるだけ限定する。
- ・ その上で、患者発症日を 0 日とし、5 日目までは自身で体調の変化に注意する。7 日目までは発症可能性があるため、期間中は手指衛生、換気等の基本的な感染対策、マスク着用や高齢者等のハイリスク者との接触を控える等の配慮を行う。

3 就業制限について

新型コロナウイルス感染症患者は、感染症法に基づく行動制限、外出自粛は求められないため、各事業者において p.4 「II 新型コロナウイルス感染症患者の積極的疫学調査・行動制限について 2 行動制限について」の考え方に基づき、新型コロナウイルスに罹患した、又は患者と接触した従業員の出勤の可否を判断することになります。

感染対策を踏まえた対応をお願いいたします。

なお、対応変更に基づき、令和 5 年 3 月 13 日付事務連絡「オミクロン株の特徴を踏まえた今後の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」については廃止します。

4 即応支援チームの派遣について

高齢者及び障害者入所施設に対する即応支援チームの派遣については、5 類移行後も、従前と同様の仕組みで運用します。指導助言に係る考え方については、次のとおりです。

- (1) 標準予防策及び感染経路別予防策に基づき、『高齢者・障害者施設向け今からできる感染対策ガイドブック』を用いながら、手洗い・手指消毒・PPE 着脱の実技を含む基本的な感染対策に重点を置いて指導助言を行います。
- (2) 5 類移行後においては、感染者発生に伴い強化する対策や実施するタイミングを施設で判断できるよう、『感染対策ガイドブック』を用いて助言を行います。

III 各種都民向け相談窓口・自宅療養支援の取組について

1 新型コロナ・オミクロン株コールセンター

(1) 5 類移行後の対応について

新型コロナ・オミクロン株コールセンターは、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴い終了します。

(2) 移行スケジュール

令和5年5月7日(日曜日)午後10時をもって終了します。

※ 5類移行後の新型コロナウイルス感染症に関する一般相談は、新たに設置する東京都新型コロナ相談センターで対応します。詳細は p.9「Ⅲ 各種都民向け相談窓口・自宅療養支援の取組について 10 東京都新型コロナ相談センター」の項目をご参照ください。

2 東京都発熱相談センター、東京都発熱相談センター医療機関案内専用ダイヤル

(1) 5類移行後の対応について

東京都発熱相談センター、東京都発熱相談センター医療機関案内専用ダイヤルで対応している発熱相談及び医療機関案内は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、東京都新型コロナ相談センターに引き継ぎます。

詳細は p.9「Ⅲ 各種都民向け相談窓口・自宅療養支援の取組について 10 東京都新型コロナ相談センター」の項目をご参照ください。

(2) 移行スケジュール

令和5年5月8日(月曜日)午前9時をもって終了します。

午前9時以降は東京都新型コロナ相談センターにて対応します。

3 東京都陽性者登録センター

(1) 5類移行後の対応について

東京都陽性者登録センターは、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い終了します。

(2) 移行スケジュール

令和5年5月7日(日曜日)午後5時をもって登録受付を終了し、東京都福祉保健局専用ホームページ上の陽性者登録フォームを閉鎖します。受け付けた登録申請は、当日中に審査を完了し、結果をご本人に通知する予定です。

4 臨時オンライン発熱等診療センター

(1) 5類移行後の対応について

臨時オンライン発熱等診療センターの運営については、新型コロナウイルス感染症の5類移行後においても、感染再拡大時に通常医療に負荷が集中しないよう、以下のとおり、引き続き、休日、平日夜間を中心に実施します。移行後は、利用できる対象者の範囲及び処方薬の送料の取扱いを変更します。

ア 実施期間(※)

移行後から当面の間

イ 診療時間(※)

平日：午後5時から午後10時まで 土日祝日：午前9時から午後10時まで

(※) 感染状況や地域の医療機関の逼迫状況に応じて実施期間や診療時間を変更する場合があります。

ウ 費用負担

通常の保険診療と同様になります。

エ 対象者

以下のⅠ又はⅡの要件を全て満たす方

Ⅰ	Ⅱ (対象を拡大)
① 都内在住であること（オンライン診療時に都内にいる方に限る）	
② 13歳以上64歳以下であること（基礎疾患がある方、妊娠している方は対象外）	
③ 新型コロナウイルスの検査キット（研究用の抗原定性検査キットは不可）による自己検査をしていること	⑤ 医療機関で新型コロナウイルス感染症と診断された方で、現在自宅療養中であること
④ 発熱等の症状があり新型コロナ等の疑いがあること	⑥ 発熱等の症状があること

オ 薬の処方について

処方薬については、患者が希望する薬局での服薬指導を受け、(ア) 薬局での受け取り又は、(イ) 薬局から都内の御住所への配送となります。

5類移行前までは、(イ) について配送料の自己負担はありませんが、移行後は、自己負担が発生します。

カ 委託事業者

MRT株式会社

問い合わせ先電話番号：050-5530-4347

(2) その他

発熱等の受診は対面診療が基本となるため、まずはかかりつけ医や近隣の医療機関の受診を検討いただきたいこと等を東京都福祉保健局専用ホームページ等で都民向けに周知しております。

5 自宅療養者フォローアップセンター

(1) 5類移行後の対応について

自宅療養者フォローアップセンターで対応している健康観察及び医療相談は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い終了します。医療相談については東京都新型コロナ相談センターに引き継ぎます。詳細は p.9 「Ⅲ 各種都民向け相談窓口・自宅療養支援の取組について 10 東京都新型コロナ相談センター」の項目をご参照ください。

(2) 移行スケジュール

ア 健康観察

以下の対象者について、令和5年5月8日（月曜日）午前9時まで対応します。

(ア) 発生届対象外の方

令和5年5月6日（土曜日）午後5時までに東京都陽性者登録センターに登録申請し、当日中に審査完了した方が対象となります。

(イ) 発生届対象の方

令和5年5月6日（土曜日）正午までに保健所からの依頼を受け付けた方が対象となります。

イ 医療相談

令和5年5月8日（月曜日）午前9時まで対応します。午前9時以降は東京都新型コロナ相談センターにて対応します。

6 うちさぼ東京（自宅療養サポートセンター）

(1) 一般相談

ア 5類移行後の対応について

うちさぼ東京で対応している一般相談は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、東京都新型コロナ相談センターに引き継ぎます。詳細は p.9「Ⅲ 各種都民向け相談窓口・自宅療養支援の取組について 10 東京都新型コロナ相談センター」の項目をご参照ください。

イ 移行スケジュール

令和5年5月8日（月曜日）午前9時まで対応します。午前9時以降は東京都新型コロナ相談センターにて対応します。

(2) 食料品の提供及びパルスオキシメーターの貸与

ア 5類移行後の対応について

食料品の提供及びパルスオキシメーターの貸与は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い終了します。

イ 移行スケジュール

移行スケジュールは以下のとおりです。いずれも申込受付は令和5年5月7日（日曜日）正午までとなります。

(ア) 発生届対象外の方

令和5年4月26日（水曜日）午後5時までは東京都陽性者登録センターへの登録時に申込みを受け付けます。午後5時以降は東京都陽性者登録センターへの登録完了後、うちさぼ東京にて申込みを受け付けます。

(イ) 発生届対象の方

これまでどおり、うちさぼ東京にて申込みを受け付けます。

※ 5類移行後において、各保健所にパルスオキシメーターの返却等について都民から問い合わせが来ることが想定されます。その際には東京都新型コロナ相談センターをご案内ください。詳細は p.9「Ⅲ 各種都民向け相談窓口・自宅療養支援の取組について 10 東京都新型コロナ相談センター」の項目をご参照ください。

7 医療機関による健康観察支援

(1) 5類移行後の対応について

医療機関による健康観察支援は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い終了します。

(2) 移行スケジュール

健康観察の開始日が令和5年5月7日（日曜日）までの案件（令和5年5月7日（日曜日）までに発生届が出され、かつ、同日までに健康観察を実施することで交付要件を満たした案件）が協力金の支給対象となります。

8 自宅療養者への医療支援

自宅療養者への医療支援については、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、以下のとおり変更します。

事業名	委託先	5類移行後
地域における自宅療養者等に対する医療支援強化事業		終了 (5月7日まで)
診療（往診・遠隔診療）	東京都医師会	
夜間休日等診療（往診・遠隔診療）	ナイトドクター	
訪問看護	東京都訪問看護ステーション協会	
薬剤の処方等	東京都薬剤師会	
自宅療養者への往診体制強化事業	東京都医師会（36医療機関）	終了（5月7日まで）
助産師による自宅療養中の妊産婦への健康観察	東京都助産師会	終了（新規依頼は4月30日まで）
酸素濃縮装置の確保	装置貸出業者	終了（5月7日まで）

なお、5類移行後は、高齢者施設で療養している陽性者が、往診や遠隔診療を受けることができるよう、東京都医師会と連携して、新たに「高齢者施設に対する医療体制強化事業」を実施いたします。

詳細は p.10「Ⅲ 各種都民向け相談窓口・自宅療養支援の取組について 11 高齢者施設に対する医療体制強化事業」の項目をご参照ください。

9 自宅療養者等への往診による中和抗体薬療法促進事業

自宅療養者等への往診による中和抗体薬療法促進事業は、令和5年5月7日（日曜日）をもって終了します。

10 東京都新型コロナ相談センター

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、発熱相談センター、自宅療養者フォローアップセンター及びうちさぼ東京の相談機能を統合した東京都新型コロナ相談センターを開設します。

(1) 開設日時

令和5年5月8日（月曜日）午前9時

(2) 電話番号

0120-670-440（24時間、土日祝日を含む毎日）

※ 本電話番号は、当センター開設前の令和5年5月8日（月曜日）午前9時までは、うちさば東京の電話番号として使用しています。

(3) 概要

5類感染症移行後において、都民からの一般相談や医療機関の案内、自宅療養者からの健康相談等に対応します。

ア 一般相談

新型コロナウイルス感染症に関して不安を抱える都民からの相談に対応します。

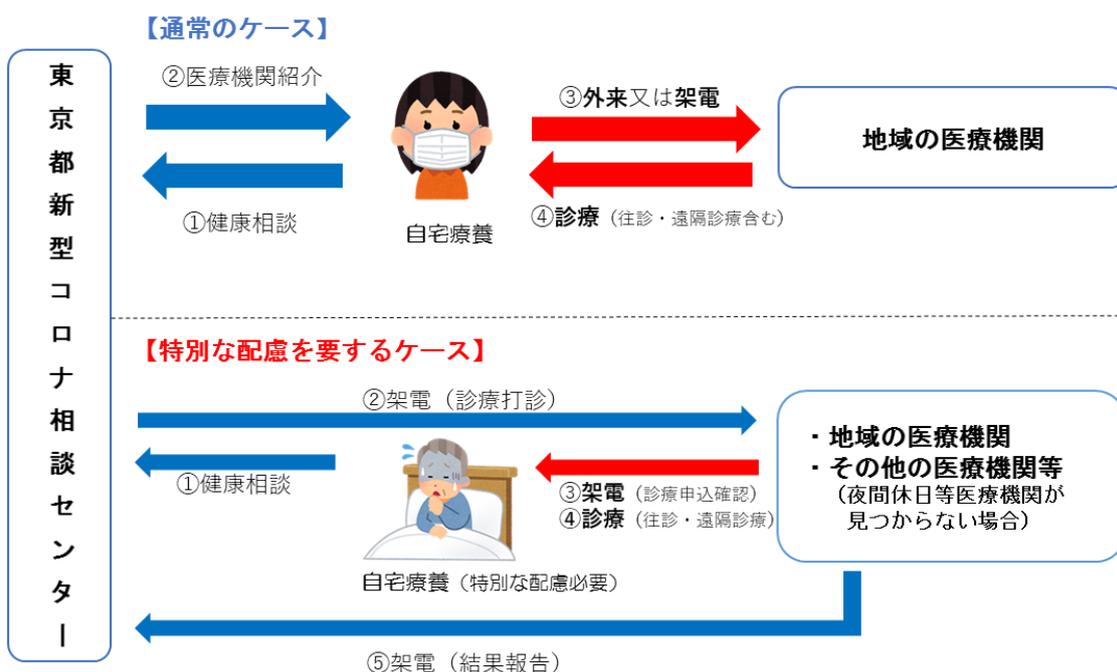
イ 医療機関の案内

発熱等の症状があり、かかりつけ医のいない方に、医療機関をご案内します。

ウ 自宅療養者からの健康相談

自宅療養している新型コロナウイルス陽性者からの体調に関する相談等に対応し、必要に応じて医療機関の案内等を行います。

(参考) 運営のイメージ図



11 高齢者施設に対する医療体制強化事業

新型コロナウイルス感染症の5類移行後においても、高齢者施設には重症化リスクが高い高齢者が多く生活していることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症により施設内療養している者の症状悪化等において、高齢者施設の配置医師や主治医が十分に対応で

きない場合に、高齢者施設、保健所及び都（以下、「施設等」という。）からの依頼により、速やかに医師による診療を受けられる体制を構築します。

(1) 対象者

高齢者施設に入所している新型コロナウイルス感染症の陽性者

※ 高齢者施設とは、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所をいいます。

(2) 事業内容

(別紙1「高齢者施設に対する医療体制強化事業イメージ図」参照)

ア 高齢者施設を対象とする往診体制の整備

地区医師会又は広域に往診等可能な医療機関（以下「広域対応医療機関」という。）において、高齢者施設への往診又は遠隔診療が可能な体制（以下「往診体制」という。）を整備します。

(ア) 地区医師会における往診体制の整備

東京都医師会の協力のもと、「地域における自宅療養者等に対する医療支援強化事業」等で構築された体制を引き続き活用する等、地域の実情にあわせた体制を整備します。

本事業に参加する地区医師会では、往診可能な医療機関を紹介する窓口の設置（窓口設置方式）または当番医療機関の選定（当番表方式）により往診体制を整備していただきます。

(イ) 広域対応医療機関による往診体制の整備

「自宅療養者への往診体制の強化事業」にて選定している往診連携医療機関（36 医療機関）のうち、引き続き対応可能な医療機関にも協力いただき、往診体制を整備します。

イ 医師による診療の提供

施設等から診療依頼があった際には、アで整備した体制により対応可能な医師が施設内療養者に対して往診又は遠隔診療を実施します。

ウ 診療後の報告

診療を行った医療機関は、依頼元に対して診療結果を報告します。

(3) 事業実施期間

令和5年5月8日（月曜日）午前9時から令和5年6月30日（金曜日）まで。

ただし、国の方針や感染状況等を踏まえ実施期間を延長する場合があります。

(4) 事業実施の流れ

(2) のとおり、東京都医師会および広域対応医療機関の協力のもと、往診または遠隔診療が可能な体制の整備を進めております。各保健所には、別途、地区医師会窓口及び医療機関の連絡先リストをお知らせします。高齢者施設からの相談があった場合、当該リストに基づき、地区医師会窓口または医療機関の紹介をお願いいたします。

す。

ア 高齢者施設からの相談受付

高齢者施設の入所者が新型コロナウイルス感染症の陽性者となり、配置医師等高齢者施設と連携している医療機関が診療できない場合に備えて、「東京都新型コロナ相談センター」または「保健所」にて相談を受け付けます。

イ 地区医師会等窓口または当番医療機関の紹介

高齢者施設から保健所に直接相談があり、往診が必要な場合は、事前に送付した連絡先リストに基づき、地区医師会等窓口または当番医療機関を紹介してください。

原則として、地区医師会等窓口または当番医療機関へは、高齢者施設の判断にて直接連絡していただくようお願いします。

なお5類移行後においては、外来医療費（自己負担分）の公費負担が終了となることから、療養者から自己負担分の医療費が徴収されることを十分に伝達願います。

ウ 保健所からの地区医師会等窓口または当番医療機関への往診依頼

高齢者施設から保健所に直接相談があり、速やかに医師による診療を受ける必要が認められる場合などには、状況に応じて、保健所から地区医師会等窓口または当番医療機関への往診の依頼をお願いします。

エ 診療後の報告

診療を行った医療機関は、依頼元に診療結果を報告いたします。上記（4）ウに基づき保健所から直接地区医師会等窓口または当番医療機関に往診を依頼した場合は、保健所に対してメールにて報告書が提出されます。

（5）留意点

ア 本事業は、新型コロナウイルスの流行等により、配置医師等高齢者施設と連携している医療機関が診療に対応できない場合に備えて、地区医師会及び広域対応医療機関との連携により、施設療養者に対して医療支援を行う体制を構築するものとなっておりますので、御留意願います。

イ 5類移行後においては、外来医療費（自己負担分）の公費負担が終了となることから、これまでの往診等事業と異なり、療養者から自己負担分の医療費を徴収する必要が生じますので、必ず案内をしていただきますようお願いします。

IV 東京都新型コロナウイルス感染者情報システム(以下「MIST」という。)について

1 MIST について

東京都では、新型コロナウイルス者の陽性者の管理や、入院・入所調整等について、令和3年3月より、MISTを活用してまいりました。

5類移行後の5月8日以降については、医療機関間での入院調整が基本となります。このため、東京都は、医療機関間での入院調整が円滑に進むようMISTに、「東京都新型コロナ入院調整ポータル」の機能を追加いたします。

この新しい機能では、毎日10時時点の医療機関が受け入れ可能な病床数を確認することや、中等症Ⅱ以上の患者の入院調整を都へ依頼することが可能です。

具体的な機能及び対応については以下の通りとなります。(操作マニュアル：別紙2)

(1) 追加される機能について

ア 受入可能な病床数の共有機能(画面イメージ：別紙3)

軽症や中等症Ⅰ程度の患者については、医療機関間での入院調整となるため、都内の病院における受入可能な病床数等について、外来対応医療機関が把握できる機能を設けます。施設入所者の入院調整が必要となった場合は、こちらを確認の上、入院医療機関へ入院の調整を行ってください。

イ 都への入院調整依頼機能(画面イメージ：別紙4)

中等症Ⅱ以上の患者や特別な配慮が必要な患者(透析、妊婦、小児、精神、重い基礎疾患等で入院調整が困難な方)で、保健所や都の入院調整本部への入院調整を依頼する場合、外来対応医療機関が、保健所や入院調整本部への入院調整に必要な情報を入力し、共有できる機能を設けます。施設入所者の体調が悪化し、都や保健所へ入院調整を依頼する場合は、フォームから入力の上、依頼して下さい。なお、依頼は、医師の診断により陽性であることが確認された場合に限りです。施設の医師や往診医の診断により依頼を行ってください。

◆東京都新型コロナ入院調整ポータル URL は、各施設へ送付したメールに添付した通知文上で御確認ください。不明な場合はお問合せ下さい。

※ 本ポータルの URL については、医療機関(医師)が使用するものです。URL が外部に漏れることが無いよう取扱いには十分なご注意をお願いします。

申請には本 URL と、東京都からお知らせする合言葉が必要です。合言葉は、別途お知らせ致します。セキュリティの関係上、2～3か月に1度、合言葉は変更します。変更の都度、お知らせいたします。

(2) 問合せ先(システム全般に関すること)

東京都感染症対策部事業推進課医療体制担当

電話：03-5320-4543

V 医療提供体制について

1 「外来対応医療機関」の指定・公表について

これまでの診療・検査医療機関に代わり、令和5年5月8日(月曜日)以降、新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関が十分確保されるまでの間、都は「外来対応医療機関」を指定・公表し、発熱患者が円滑に受診できるようにしていきます。

(1) 診療・検査医療機関の取扱い

令和5年5月7日(日曜日)に診療・検査医療機関に指定されている医療機関については、令和5年5月8日(月曜日)以降、「外来対応医療機関」に移行し、引き続き

ホームページで公表します。

(2) 「外来対応医療機関」の公表

診療・検査医療機関と同様に都のホームページで医療機関の診療情報等をマップ、リストで公表します。

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona_portal/soudan/hatsunetsugairai.html



(上記「診療・検査医療機関の一覧」ページは、令和5年5月8日(月曜日)に外来対応医療機関のページとして更新します。)

また、都が設置するコールセンター(東京都新型コロナ相談センター)で、発熱患者に「外来対応医療機関」を紹介いたします。

2 入院調整について

(1) 5類移行後の対応について

5類移行後の医療提供体制は、入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくこととなります。そのため、入院調整においても、「移行計画」に基づき、行政による調整から、他の疾病と同様に入院の要否を医療機関が判断し、医療機関間での調整を基本とする仕組みに移行します。

(2) 移行スケジュール

ア 移行期間(令和5年5月8日(月曜日)から令和5年9月30日(土曜日)まで)

国の方針に基づき、まずは軽症・中等症Ⅰの患者から医療機関間による調整の取組を進めます。秋以降は、その進捗を踏まえつつ、重症者・中等症Ⅱの患者について医療機関間による調整の取組を進めることを基本に対応します。都は、5類に対応する医療提供体制に段階的に移行するため、東京都新型コロナ入院調整本部(以下、「入院調整本部」という。)において「中等症Ⅱ以上の患者及び特別な配慮が必要な患者(透析、妊婦、小児、精神、重い基礎疾患等で入院調整が困難な方)※」に重点化した入院調整を継続します。

※ 高齢者等医療支援型施設、高齢者・妊婦支援型宿泊療養施設への入所が可能な患者を含む。

イ 移行期間後(令和5年10月1日(日曜日)以降)【予定】

行政による関与を終了し、他の疾病と同様に入院の要否を医療機関が判断し、医療機関間での調整を基本とする仕組みに移行します。

(3) 受付窓口

ア 依頼方法

5類移行前の入院調整業務は、感染症法に基づく入院勧告・措置に付随する業務として、都、保健所設置市および特別区において実施されてきましたが、こうした法令上の根拠がなくなるため、運用上の取扱いとして業務が行われることとなります。

具体的には、外来対応医療機関において入院が必要と判断した場合、その医療機関の医師が、入院調整に必要な情報を医療機関等に情報提供することの同意を本人または保護者、成年後見人から取得し、必要な情報を MIST（東京都新型コロナ入院調整ポータル）の入院調整依頼フォームに入力して、保健所を通じて入院調整本部へ依頼します。

なお、高齢者施設（※P11 参照）の医師（嘱託医や往診医を含む。以下「施設医師」という。）からの入院調整依頼については、下記のとおり取り扱うこととします。

〈調整依頼対象者（以下の全てに該当すること）〉

- ・都内に所在地のある高齢者施設入所者であること
- ・施設医師が診察し、コロナ陽性により入院が必要と判断していること
- ・中等症Ⅱ以上または特別な配慮が必要な患者であること（高齢者等医療支援型施設への入所が可能な方を含む。）

〈依頼方法〉

施設医師が、MIST の入院調整依頼フォームへ入力を行い、保健所（当該高齢者施設所在地の管轄保健所）を通じて入院調整本部へ依頼します。（※MIST については、P.12 参照）

イ 受付時間

毎日（土日祝日を含む）午前 9 時から午後 3 時まで

ウ その他

当日の入院調整依頼をした患者で、受入可能な医療機関が決定した場合は、依頼日当日の午後 5 時までに入院調整本部（入院調整支援班）から依頼元の高齢者施設あてに電話で連絡しますので、調整先の医療機関と受入れ日時等の最終調整を行ってください。

また、受入可能な医療機関が決定しなかった場合は、個人情報等を伏した形でその旨を入院調整本部から依頼元の高齢者施設あてにメールにて連絡します。

なお、依頼元の高齢者施設においては、入院調整本部から入院先決定の可否について連絡があるまでは待機、又は必ず連絡が取れる体制を確保していただきますようお願いいたします。

入院先が決定せず、翌日も引き続き入院調整が必要な場合は、改めて施設医師から MIST（東京都新型コロナ入院調整ポータル）で依頼を行います。

3 維持透析搬送について

(1) 5 類移行後の対応について

5 類感染症への移行に伴い、感染症法に基づく移送は終了し、原則として新型コロナ患者の搬送は、他の疾病と同様に自己手配となります。ただし、公共交通機関（タクシーを含む）を含め、他の移動手段が確保できない透析患者（乗降に介助を要する患者を除く）の維持透析のための搬送については、移行期間中は引き続き搬送支援を実施します。

なお、当日中に調整が必要な搬送や、乗降に介助が必要な患者の搬送につきましては、

対応することができません。緊急時等は個別にご相談ください。

(2) 移行スケジュール

- ア 移行期間（令和5年5月8日（月曜日）から令和5年9月30日（土曜日）まで）
都は、透析患者など、公共交通機関含め他の移動手段が確保できないために必要となる新型コロナ患者の搬送に係る支援については、救急医療等への影響を回避するため、入院調整本部による維持透析医療機関への患者搬送を9月末まで継続します。
- イ 移行期間後（令和5年10月1日（日曜日）以降）【予定】
原則として新型コロナ患者の搬送は、他の疾病と同様に自己手配となります。

(3) 受付窓口

- ア 依頼方法
透析患者（自立）の翌日搬送について、5類移行前と依頼方法に変更はありません。
具体的には、「東京都新型コロナ透析患者搬送受付」が、維持透析医療機関からの搬送依頼（電話またはメール）を受け付けて、入院調整本部が配車時間等の調整を行います。
- イ 受付時間
（ア）電話：毎日（土日祝日を含む）午前9時から午後5時まで
（イ）メール：随時受信
（翌日搬送の締切時刻は前日午後1時まで 搬送時間帯は午前9時から午後8時まで）

4 自宅搬送について

(1) 5類移行後の対応について

感染症法に基づく新型コロナウイルス感染症患者の外出自粛は求められなくなるため、自宅搬送は5類移行と同時に令和5年5月7日（日曜日）をもって終了します。そのため、自宅搬送が必要となる場合は、他の疾病と同様に自己手配となります。

VI 都が設置する施設の運営について(宿泊療養施設・高齢者等医療支援型施設等)

1 宿泊療養施設について

(1) 宿泊療養施設における療養について

宿泊療養施設は、令和5年5月8日（月曜日）から、隔離目的ではなく、妊婦や独居高齢者のための高齢者・妊婦支援型宿泊療養施設として、新宿区内に1か所、設置します。

宿泊療養施設での療養を希望する患者については、医療機関において診察を受け、陽性と診断された患者のうち、次の方に限ります。

入院治療を必要としない方、また、軽症者で、基礎疾患がない、または基礎疾患があっても服薬で症状が安定しており、身の回りのことが1人でできる（ADL自立）

- ・ 独居等高齢者（65歳以上で一人暮らし、または65歳以上のみの世帯の方）
- ・ 妊婦（妊娠36週未満）

独居等高齢者の申込は、診察を行った医療機関から入所調整本部に電話依頼をすることにより行います（03-5320-5997）。

妊婦については、医療機関から必要な情報をMIST（入院調整依頼フォーム）に入力し、保健所を通じて入院調整本部への依頼をお願いします。

入所調整本部において、患者への健康状態等の聞き取りを行った結果、基礎疾患があり、重症化リスクが高い等の理由により宿泊療養施設への入所が難しいと判断された患者については、入所調整本部から入院調整本部に対し、入院や高齢者等医療支援型施設への入所調整を依頼します。

患者の入所に際しては、都が手配した車両を使用しますが、5月8日（月曜日）以降、宿泊療養施設での療養に際しては、食費が患者の自己負担となります。

食費は1食あたり210円です。ただし、70歳以上の方のうち、非課税世帯かつ年金収入が80万円以下の方は、所定の手続きにより100円となります。また、生活保護受給者は、所定の手続きにより費用がかかりません。詳しくは別途お知らせします。

（2）宿泊療養証明の発行について

令和5年5月7日（日曜日）までの療養期間分については、発生届対象の患者に対してのみ療養証明を発行します。届出対象外患者については、療養証明の発行は行いません。

なお、令和5年5月8日（月曜日）以降の療養期間分については、既に発生届が出ている患者も含め、療養証明を発行しません。

（3）My HER-SYS を活用した宿泊療養証明について

令和5年5月7日（日曜日）までに発生届が提出された患者については、療養証明として活用ができるのは令和5年5月7日（日曜日）入力分までです。また、療養証明としての機能が活用できるのは、現在9月末までの予定となっております。

2 高齢者等医療支援型施設及び酸素・医療提供ステーションについて

高齢者等医療支援型施設及び酸素・医療提供ステーションについては、当面運営を継続します。変更点は以下のとおりです。

（1）高齢者等医療支援型施設（赤羽、世田谷玉川、渋谷、青山、足立東和、八王子めじろ台、府中、滝野川）

ア 入所依頼について

（ア）自宅や高齢者施設等から入所する患者

診察した医師が、入院調整依頼フォームから入力します。保健所は従前と同様の手順により、入院調整本部を通じて入所を依頼します（外来対応医療機関からの直接依頼は不可）。

(イ) 救急搬送患者（赤羽、世田谷玉川を除く）

従前と同様の手順により、高齢者等医療支援型施設へ直接、入所を依頼します。

(ウ) 入院対応医療機関からの下り患者

従前と同様の手順により、高齢者等医療支援型施設へ直接、入所を依頼します。

イ 患者の搬送について

入所時の搬送は、原則として高齢者等医療支援型施設が搬送車両を手配します。ただし、患者側で手配することも可能です。

退所時の搬送は、従前と同様、患者側にて手配します。

ウ 患者の自己負担について

食費は1食あたり210円です。ただし、70歳以上の方のうち、非課税世帯かつ年金収入が80万円以下の方は、所定の手続きにより100円となります。また、生活保護受給者は、所定の手続きにより費用がかかりません。詳しくは別途お知らせします。

エ 退所基準について

発症後、従来の療養期間終了まで（10日間を経過し、かつ、症状が軽快してから72時間経過）を基本とします。ただし、従前と同様、医師の判断により10日間を経過せずに退所することも可能です。

オ 転院調整について

転院にあたっては、高齢者等医療支援型施設が保健所を介さずに病院ポータルを使用して直接調整します。

カ 入退所時の連絡について

患者入退所時の高齢者等医療支援型施設から保健所への電話連絡は行いません。

(2) 酸素・医療提供ステーション（立川）

酸素・医療提供ステーション（立川）は、現在運営を休止しております。

運営再開は、感染状況、救急のひっ迫状況、入院状況等を踏まえ総合的に判断します。

ア 入所依頼について

(ア) 自宅や高齢者施設等から入所する患者

診察した医師が、入院調整依頼フォームから入力します。保健所は従前と同様の手順により、酸素・医療提供ステーションへ直接、又は入院調整本部を通じて、入所を依頼します。

(イ) 救急搬送患者、入院対応医療機関からの下り患者

従前と同様の手順により、酸素・医療提供ステーションへ直接、入所を依頼します。（外来対応医療機関からの直接依頼は不可）

イ 患者の搬送について

(1) イ「高齢者等医療支援型施設」を「酸素・医療提供ステーション」に読み替え

ウ 患者の自己負担について

(1) ウに同じ

エ 退所基準について

(1) エに同じ

オ 転院調整について

(1) オ「高齢者等医療支援型施設」を「酸素・医療提供ステーション」に読み替え

カ 入退所時の連絡について

(1) カ「高齢者等医療支援型施設」を「酸素・医療提供ステーション」に読み替え

Ⅶ 患者移送について

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、感染症法に基づく移送は終了し、救急要請された際の搬送は消防機関による対応となります。

1 都入院調整本部における対応について

p.14「Ⅴ 医療提供体制について 2 入院調整について」における各種取組を御確認ください。

Ⅷ 物資について

1 パルスオキシメーター・食料品の配布について

p.8「Ⅲ 各種都民向け相談窓口・自宅療養支援の取組について 6 うちさぼ東京（自宅療養サポートセンター）」の項目を御確認ください。

Ⅸ 検査について

1 施設の職員に対する集中的検査について

- (1) 感染者を早期に発見し、感染拡大・集団感染を防止するため、5類移行後はハイリスク者が利用する施設（高齢者施設、障害者施設、医療機関、特別支援学校等）の従事者を対象として集中的検査を実施します。
- (2) なお、従事者が濃厚接触者になった場合の待機解除判断等のために行う集中的検査は、5月7日（日曜日）で終了となります。

2 抗原定性検査キットの配布の終了について

新型コロナを疑う症状がある方（有症状者）及び無症状の濃厚接触者向けの抗原定性検査キット配布については、令和5年5月7日（日曜日）受付分をもって終了いたします。

それに伴い、東京都検査キット直接配送事務局コールセンターは、令和5年5月12日（金曜日）午後7時をもって運営を終了いたします。

3 PCR等検査無料化事業の終了について

新型インフルエンザ等対策特別措置法の知事要請に基づき、感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる無症状の都民を対象とした無料の一般検査事業は令和5年5月7日（日曜日）をもって終了いたします。

X 公費負担について

1 外来医療費の自己負担軽減

新型コロナウイルス感染症の患者が外来で新型コロナウイルス感染症治療薬の処方（薬局での調剤を含みます。以下同じ。）を受けた場合、以下の薬剤費について、医療保険各法等による給付を受けた後の金額について公費支援の対象となります。なお、当該薬剤を処方する際の手技料等は支援対象には含みません。

【公費支援の対象となる新型コロナウイルス感染症治療薬】

- | | |
|--------|---------------------------|
| ・経口薬 | 「ラゲブリオ」、「パキロビッド」、「ゾコーバ」 |
| ・点滴薬 | 「ベクルリー」 |
| ・中和抗体薬 | 「ゼビュディ」、「ロナプリーブ」、「エバシエルド」 |

一般流通が開始し、国による配分が終了した薬剤については、全額が新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象として補助されます。

新型コロナウイルス感染症治療薬以外の外来医療費については、他の疾病との公平性を踏まえて、自己負担分の公費負担支援は位置づけの変更により終了となります。

2 入院医療費の自己負担軽減

(1) 公費支援について

新型コロナウイルス感染症の患者が当該感染症に係る治療のために入院した場合、他の疾病との公平性も考慮し、医療費（窓口負担割合1～3割）や食事代は自己負担となります。

ただし、急激な負担増を避けるため、医療保険各制度における月額の高額療養費算定基準額（以下「高額療養費制度の自己負担限度額」といいます。）から原則2万円を減額した額を自己負担の上限とする措置を講じます。なお、高額療養費制度の自己負担限度額が2万円に満たない場合にはその額を減額します。

入院時に新型コロナウイルス感染症治療薬の処方を受けた場合、その薬剤費については、全額を公費支援の対象とするとともに、高額療養費制度の自己負担限度額から原則2万円を減額した額を自己負担の上限とします。この場合の治療薬に関する公費支援の取扱いについては外来の場合と同様とします。

(2) 保険請求（レセプト請求）及び自己負担限度額について

5類感染症への移行後も、入院医療費の公費支援については従来どおり患者からの申請は必要なく、保険請求（レセプト請求）の枠組みを用いて行います。医療機関において、入院期間中に患者の所得区分について確認いただきます。

通常、高額療養費制度の自己負担限度額は、被保険者の所得区分に応じて決定されますが、今般の公費支援により、高額療養費制度の自己負担限度額から公費により減額を行うこととし、当該減額措置後の自己負担限度額は次の表のとおりとします。

なお、減額措置は、高額療養費制度の自己負担限度額に医療費比例額が含まれない場合は2万円を減額することとし、医療費比例額が含まれる場合は、当該医療費比例額に1万円を加えた額を減額することとします。

入院医療費に係る自己負担額が、所得区分ごとの高額療養費制度の自己負担限度額に満たない場合であっても、減額措置後の自己負担限度額を超えた場合は、それ以上の自己負担は発生せず、公費による補助の対象となります。また、高額療養費は月単位で支給されることから、本補助についても月単位で行います。

(70歳未満)		(単位：円)
高額療養費自己負担限度額の所得区分	(参考) 高額療養費 自己負担額限度額	公費による 減額措置後の 自己負担額
年収1,160万円～ 健保：標報83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超	252,600+ 医療費比例額	242,600
年収約770万円～約1,160万円 健保：標報53万円～79万円 国保：旧ただし書き所得600万円～901万円	167,400+ 医療費比例額	157,400
年収約370万円～約770万円 健保：標報28万円～50万円 国保：旧ただし書き所得210万円～600万円	80,100+ 医療費比例額	70,100
年収～370万円 健保：標報26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下	57,600	37,600
住民税非課税	35,400	15,400

※ 高額療養費の多数回該当の場合は、それぞれの所得区分について、公費による減額後の自己負担額と、多数回該当時の自己負担限度額とのいずれか低い方を適用します。この場合、上段から順に140,100円、93,000円、44,400円、37,600円、15,400円となります。

(70歳以上)		(単位：円)
高額療養費自己負担限度額の所得区分	(参考) 高額療養費 自己負担額限度額	公費による 減額措置後の 自己負担額
年収1,160万円～ 健保：標報83万円以上 国保・後期：旧ただし書き所得630万円超	252,600+ 医療費比例額	242,600
年収約770万円～約1,160万円 健保：標報53万円～79万円 国保・後期：課税所得380万円以上	167,400+ 医療費比例額	157,400
年収約370万円～約770万円 健保：標報28万円～50万円 国保・後期：課税所得145万円以上	80,100+ 医療費比例額	70,100
年収～370万円 健保：標報26万円以下 国保・国保：課税証明145万円未満	57,600	37,600
住民税非課税	24,600	4,600
住民税非課税 (所得が一定以下)	15,000	0

※1 高額療養費の多数回該当の場合は、それぞれの所得区分について、公費による減額後の自己負担額と、多数回該当時の自己負担限度額とのいずれか低い方を適用します。この場合、上段から順に140,100円、93,000円、44,400円、37,600円、4,600円、0円となります。

※2 75歳となったことで国民健康保険等から後期高齢者医療制度に異動する際、75歳到達月については、前後の保険制度でそれぞれ高額療養費の自己負担限度額を2分の1とする特例が設けられていることに鑑み、今般の公費による減額措置においても、75歳到達月における公費による減額後の自己負担額は、前後の保険制度でそれぞれ上段から順に121,300円、78,700円、35,050円、18,800円、2,300円、0円となります。

3 措置期間

本措置については9月末までの措置とします。

【担当者及び連絡先】

発生届・疫学調査に関すること

福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課 防疫担当

電話：03-5320-4088

即応支援チームに関すること

福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課感染症危機管理調整担当課長

電話：03-5388-3614

入院調整に関すること

福祉保健局新型コロナ入院調整本部

電話：03-5320-4211

宿泊療養に関すること

福祉保健局感染症対策部事業推進課宿泊施設担当

電話：03-5320-4409

医療費公費負担に関すること（検査に関することは除く）

東京都陽性者登録センターに関すること

福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課 保健所連携支援担当

電話：03-5320-5958

臨時オンライン発熱等診療センターに関すること

福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課 感染症危機管理調整担当

電話：03-5320-4102

【担当者及び連絡先】

自宅療養者フォローアップセンターに関すること

福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課 保健所連携支援担当
電話：03-5320-4526

うちさぼ東京に関すること

福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課 保健所連携支援担当
電話：03-5320-7048

医療機関による健康観察支援に関すること

福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課 保健所連携支援担当
電話：03-5320-4096

自宅療養者への医療支援に関すること

福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課 保健所連携支援担当
電話：03-5320-5880

東京都新型コロナ相談センターに関すること

福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課 保健所連携支援担当
電話：03-5320-4526

高齢者施設に対する医療体制強化事業に関すること

福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課 保健所連携支援担当
電話：03-5320-5880

検査に関すること

「積極的疫学調査及びそれに伴う検査」に関すること (p.4)

福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課 防疫担当
電話：03-5320-4088

「施設の職員に対する集中的検査」に関すること (p.19)

福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課 集中的検査担当
電話：03-5320-7049

「抗原定性検査キットの配布」に関すること (p.19)

福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課 戦略的検査推進担当
電話：03-5320-4485

「PCR等検査無料化事業」に関すること (p.20)

福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課
新型コロナウイルス検査事業推進担当
電話：03-5320-7044